

協定区域	西区学園西町2丁目の一部（裏面 区域図参照）		認可・更新 年月日	認可 2010年9月15日
	面積	27,903.69 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2010年9月15日～2025年9月14日（15年）

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、本協定締結時の区画とし、これを分割または併合をしてはならない。
- (2) 建築物の敷地の地盤面の高さは、本協定締結時における当該敷地の現況地盤面の高さとし、これを変更してはならない。ただし、造園又は車庫の築造等のための必要最小限の変更についてはこの限りではない。
- (3) 建築物の用途は一戸建専用住宅に限る。ただし、次の建築物については建築可能とする。
- ① 一戸建の兼用住宅のうち、学習塾その他これに類する小教室、事務所、下宿、診療所、アトリエの用途を兼ねるもの（ただし、居住者が運営するものに限る。）で、近隣に迷惑をかけないよう駐輪・駐車対策や防音対策を講じたもの
 - ② 親子等が居住する2世帯の住宅で、建築確認において建築基準法への適合が認められたもの
- (4) 敷地内に設ける看板・広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び、文化・政治・宗教等の営利を目的としないものに限り設置できるものとする。ただし、その場合にあっては、必要最小限のものとし、周辺の景観に調和したものとしなければならない。
- (5) 建築物及び垣・柵等の工作物並びに植栽は、良好な状態を保つよう努めなければならない。また敷地境界線を超えてはならない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

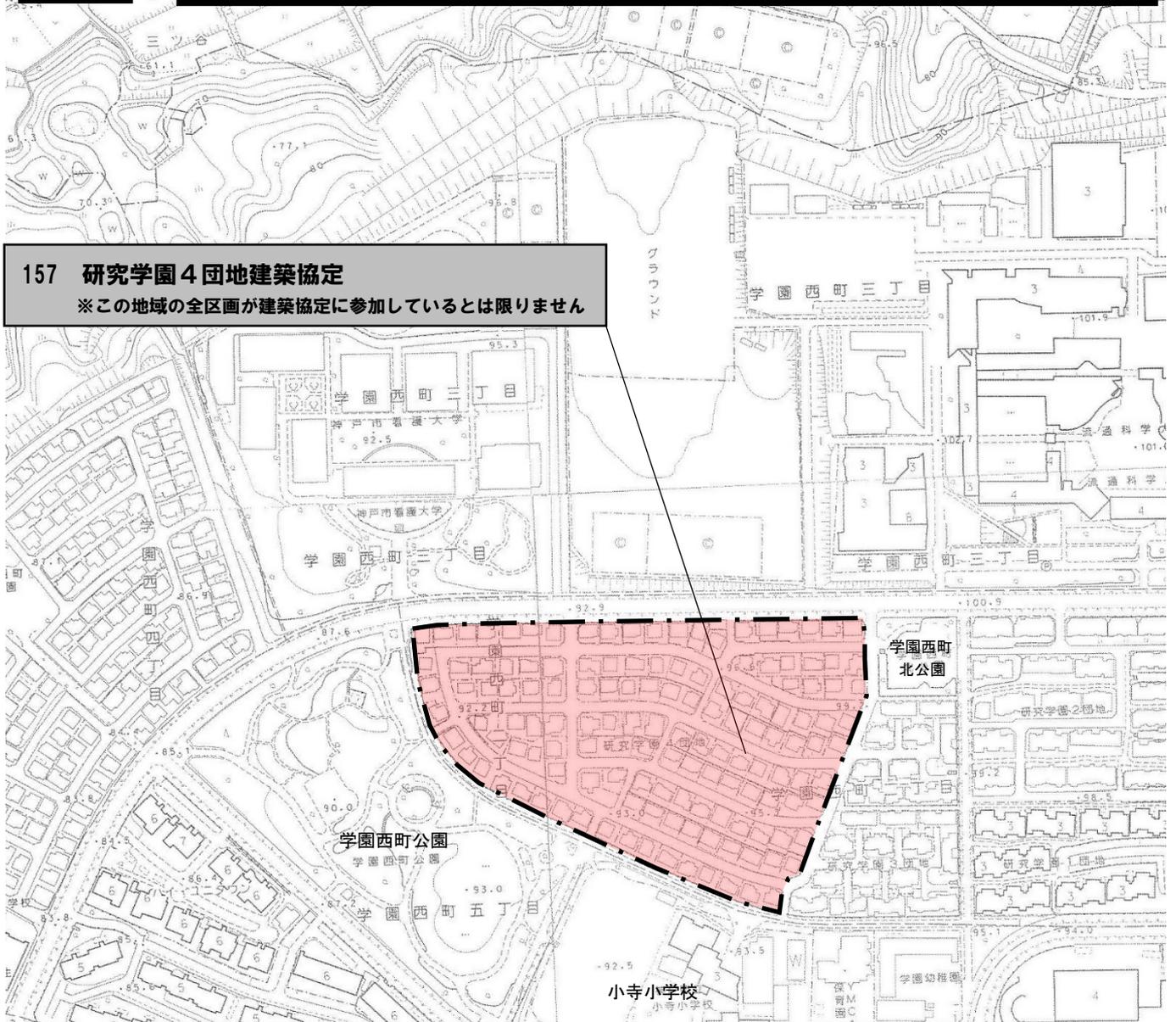
<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

157

研究学園4団地

157 研究学園4団地建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

